



二 船券の発売等の用に供する施設及び設備  
ホ 入場者の用に供する施設及び設備  
ヘ その他競走の開催に必要な施設及び設備  
四 前号に掲げる施設及び設備は、告示で定める基準に適合するものであること。

(競走場設置者の地位の承継の届出)

**第九条** 法第四条第八項の規定により競走場設置者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に承継の事実を証する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 承継人及び被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
二 承継に係る競走場の名称及び所在地  
三 承継の年月日  
四 承継の原因

(競走場の構造及び設備の変更の届出)

**第十一条** 競走場設置者は、当該競走場の構造及び設備を変更しようとするときは、あらかじめ、変更に係る構造及び設備の概要並びに変更の理由を記載した届出書に変更に係る設備の構造図及び配置図(千分の一以上の縮尺による。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
二 競走場の設置又は移転を必要とする事由

三 競走場の所在地

四 競走場の構造及び設備の概要

五 競走場を中心とする交通機関の状況

六 競走場の建設費の見積額及びその調達方法

七 競走場の建設工事の開始及び完了の予定期月日

八 その他必要な事項

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 競走場付近の見取図(競走場の周辺から一千メートルの区域内にある文教施設及び医療施設については、その位置及び名称を明記すること。)

二 場外発売場の設備の構造図及び配置図（千分の一以上の縮尺による。）

三 申請者が当該施設を使用する権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証明する書類

四 場外発売場の経営に関する収支見積書

五 施行者の委託を受けて舟券の発売等を行う予定であることを証明する書類

（場外発売場の設置等の許可の基準）

**第十二条** 法第五条第二項の国土交通省令で定める基準（払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設及び設備の基準を除く。）は、次のとおりとする。

一 位置は、文教上又は衛生上著しい支障をきたすおそれのない場所であること。

二 構造及び設備が入場者を整理するため適当なものであること。

三 競走の公正かつ円滑な運営に必要な次に掲げる施設及び設備を有していること。

イ 舟券の発売等の用に供する施設及び設備

ロ 入場者の用に供する施設及び設備

ハ その他管理運営に必要な施設及び設備

四 前号に掲げる施設及び設備は、告示で定める基準に適合するものであること。

払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設及び設備の法第五条第二項の基準についてのは、前項中第三号（イ及びハに限る。）及び第四号の規定を準用する。

（準用規定）

**第十三条** 第九条及び第十条の規定は、場外発売場設置者及び場外発売場について準用する。  
（競走開催前の届出）

**第十四条** 施行者が、競走を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を開催日の六十日前までに、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 開催の日時及び一日の競走回数

二 競走の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約の内容

三 使用する競走場及び場外発売場の名称及び所在地並びに競走場を借用する場合には借用契約の内容

四 勝舟投票法の種類並びに法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項の規定により百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率（以下「払戻率」という。）

五 競走番号ごとの競走の種類

六 各競走における賞金の額及び賞品の種類並びにそれらの提供者の氏名又は名称及び交付の条件

2 競走執行委員の氏名

(競走の開催の範囲)

第三十五条 法第八条第一項の国土交通省令で定める範囲は、次のとおりとする。ただし、一競走場当たりの年間開催日数は、二百五十二日を超えない範囲内で競走場ごとに国土交通大臣が告示で定める日数を超えることはできない。

一一競走場当たりの年間開催回数(毎年四月一日から翌年三月三十日までに開催される回数をいう。以下この条において同じ。)十八回を超えない範囲内で競走場ごとに国土交通大臣が告示で定める回数

二 一競走場当たりの月間開催回数 四回

三 一施行者当たりの年間開催回数 十二回を超えない範囲内で施行者ごとに国土交通大臣が告示で定める回数

四 一施行者当たりの月間開催回数 一回

五 一回の開催日数 二十一日

六 一日の競走回数 十八回

2 施行者は、競走場の修理、改修若しくは移転又は天災地変その他やむを得ない理由により競走を開催できない月のある場合には、前項第四号の規定にかかわらず、当該年度内又はその翌年度(以下この条において単に「翌年度」という。)内に限り競走を開催できない月数に応じて月間二回競走を開催することができる。この場合において、当該施行者が翌年度内に月間二回競走を開催するときは、当該施行者の翌年度における年間開催回数は同項第三号の規定にかかるらず、同号の回数に当該年度内に当該施行者が競走を開催できない回数を加えた回数とし、当該競走場の翌年度における年間開催日数は同項の規定にかかわらず、同項ただし書の日数に当該年度内に当該競走場において当該施行者が競走を開催できない日数を加えた日数とする。

3 年度と年度又は月と月にまたがつて開催される競走は、第一項第一号から第四号までの開催回数の計算について、当該競走の実施された日数の計算とし、当該競走場の翌年度における年間開催日数は同項の規定にかかわらず、同項ただし書の日数に当該年度内に当該競走場において当該施行者が競走を開催できない日数を加えた日数とする。

(競走の開催の日取り)

**第十六条** 法第八条第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一 國會議員及び施行者の議会の議員

二 競走に関する政府職員及び施行者の職員

三 競走実施機関の役職員

四 競走の選手

五 競走に関し学識経験を有する者、競走に関する報道関係者、競走の事務に従う者その他の者であつて施行者が競走の実施に関する規程で定めるもの

(入場料の額)

**第十八条** 法第九条の国土交通省令で定める額は、五十円とする。

(電磁的記録)

**第十九条** 法第十条第三項の国土交通省令で定める記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物）を含む。第四十五条第二項及び第五十四条第二項において同じ。）をもつて調製するファイルに記録されたものとする。

(勝舟投票法の種類)

**第二十条** 法第十四条の国土交通省令で定める勝舟投票法は、連勝單式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法とする。

2 法第十四条の国土交通省令で定める種別は、次の各号に掲げる勝舟投票法の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 連勝單式勝舟投票法

イ 二連勝單式勝舟投票法

ロ 三連勝複式勝舟投票法

二 連勝複式勝舟投票法

イ 普通二連勝複式勝舟投票法

ロ 拡大二連勝複式勝舟投票法

ハ 三連勝複式勝舟投票法

三重勝式勝舟投票法



(勝舟投票法の実施の方法)

**第二十三条** 三連勝単式勝舟投票法及び三連勝複式勝舟投票法は、勝舟投票券発売開始の時に出走すべきモーター・ボートが七隻以上である競走につき用いてはならない。

2 三重勝二連勝単式勝舟投票法、二重勝三連勝式勝舟投票法、三重勝三連勝単式勝舟投票法、及び三重勝三連勝複式勝舟投票法は、一日においてそれぞれ二回以上用いてはならない。  
(指定重勝式勝舟投票法)

**第二十四条** 法第十六条第一項の国土交通省令で定める種別は、三重勝二連勝単式勝舟投票法、三重勝三連勝式勝舟投票法、三重勝三連勝複式勝舟投票法及び三重勝三連勝複式勝舟投票法とする。

2 法第十六条第一項又は第三項の払戻金として算定する金額については、施行者が当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の舟券を発売する前に、当該施行者のウェブサイトに掲載するものとする。  
(払戻金の最高限度額)

**第二十五条** 法第十六条第一項の国土交通省令で定める払戻金の最高限度額は、二千万円とする。  
(指定重勝式勝舟投票法の実施を停止する場合の取扱い)

**第二十六条** 指定重勝式勝舟投票法の実施を停止する場合において、当該指定重勝式勝舟投票法であつて最後に実施するものの勝舟投票に的中者がないときは、第二十一条第五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定重勝式勝舟投票法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを勝舟とする。

一 三重勝二連勝単式勝舟投票法 当該勝舟投票法に係る三の競走のうち二の競走につき二連勝単式勝舟投票法により勝舟となつたもの

二 二重勝三連勝単式勝舟投票法 当該勝舟投票法に係る二の競走のうち一の競走につき三

三 連勝単式勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたもの

三重勝三連勝単式勝舟投票法 当該勝舟投票法に係る三の競走のうち二の競走につき三連勝単式勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたもの

四 三重勝三連勝複式勝舟投票法 当該勝舟投票法に係る三の競走のうち二の競走につき三連勝複式勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたもの

指定重勝式勝舟投票法の実施を停止する場合において、払戻金の交付を行つてなお法第十六条第一項及び第三項の払戻金として加算する金額に残余があるときは、その残余の額は、施工者の収入とする。

(舟券の発売)

**第二十七条** 舟券の発売は、当該競走(重勝式勝舟投票法にあつては、そのすべての競走)に出走すべきモーターボートを競走執行委員が公表した時から開始し、モーターボートが発走する時(重勝式勝舟投票法にあつては、その最初の競走のモーターボートが発走する時)までに締め切るものとする。

前項の規定により舟券の発売を締め切つたときは、勝舟投票法の種類ごとに単勝式勝舟投票法及び複勝式勝舟投票法にあつては各モーターボートに対する、連勝単式勝舟投票法、連勝複式勝舟投票法及び重勝式勝舟投票法にあつては各組に対する発売枚数を、直ちに施行者のウェブサイトに掲載するものとする。

(払戻金の算出及び交付)

**第二十八条** 施行者は、当該競走において、第二十一条の規定により勝舟が決定したときは、勝舟投票法の種類ごとに、当該競走についての舟券の売上金額につき払戻金を算出し、舟券を呈示した者に舟券と引換えにこれを交付しなければならない。

前項の勝舟投票の的中者に対する払戻金は、別表第二に定める算式によつて算出した金額を当該舟券の券面金額に按分したものとする。

前二項の規定により払戻金を算出する場合において、勝舟投票の的中者のない勝舟があるときは、その勝舟はその算出については、勝舟でないものとする。





書に定める競走場ごとの年間開催日数の範囲を超える開催日数の競走を開催することができる。

二 競走場の施設又は周辺環境の改善事業

三 國際博覽会その他高度の公益性を有する事業

前項の規定により超えることができる開催日数は六日以内とし、その一競走場当たり年間の合計は十二日以内とする。

四 特別競走の開催日は、第十六条の規定の適用については、当該特別競走以外の競走の開催日と連続した開催日でないものとみなす。

五 施行者は、特に第二項の規定により届出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を所轄地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 特別競走の対象となる事業

二 特別競走の日数及び開催予定期

三 使用する競走場の名称及び所在地並びに競走場を借用する場合には借用契約の内容

四 特別競走に関する収支見積り

施行者は、附則第一項の規定により特別競走を開催したときは、当該年度経過後二週間以内に、当該特別競走の開催に関する収支決算書を所轄地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

附 則（昭和二八年八月三一日運輸省令第四七号）

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月九日運輸省令第二八号）抄

この省令は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第六百六十九号）施行の日（昭和二十九年六月九日）から施行する。但し、第三条の二の規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和二九年一二月二日運輸省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三二年九月一六日運輸省令第三五号）抄

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

モーター・ボート競走会及び全国モーター・ボート競走会連合会の設立及び監督に関する規則（昭和二十六年運輸省令第六十号）は、廃止する。

5 全国競走会連合会は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百七十号）附則第八項の規定による交付金に関する業務の委託の認可を受けようとするときは、申請書に、委託しようとする業務の概要を記載した書類及び商工組合中央金庫の受託の内諾書の写を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

附 則（昭和三七年九月二〇日運輸省令第四五号）抄

1 この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 日本船舶振興会は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十号）附則第十二条第一項の規定による交付金に関する業務の委託の認可を受けようとするときは、申請書に委託しようとする業務の概要を記載した書類及び商工組合中央金庫の受託の内諾書の写を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

附 則（昭和三八年二月二十五日運輸省令第三号）抄

1 この省令は、昭和三十八年四月一日から施行し、同日以後の日を初日として開催される競走から適用する。

附 則（昭和三九年七月一日運輸省令第四九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年四月一九日運輸省令第一九号）抄

1 この省令は、昭和四十二年四月二十日から施行する。

附 則（昭和四六年一月一一日運輸省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一一月一五日運輸省令第四一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一一月一日運輸省令第四五号）抄

1 この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二三日運輸省令第一三号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄

附 則 (昭和五七年四月二八日運輸省令 第一〇号)		附 則 (昭和五七年七月一〇日運輸省令 第一七号)	附 則 (昭和五九年六月二三日運輸省令 第一八号) 抄
長 東北海運局長 (山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。) 及び新潟海運監理部	北海海運局長	この省令は、公布の日から施行する。	(施行期日) (経過措置)
東北海運局長 (山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北海運局長	この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他との行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても申請等とみなす。
新潟運輸局長	北海道運輸局長	この省令は、この省令による改正後のモーターボート競走法施行規則第三条第一項第三号に規定する勝舟投票券の発売に関する事務を委託しようとするときは、直ちにその内容を所轄海運局長に届け出なければならない。	この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他との行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても申請等とみなす。

関東海運局長	東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長	
中国海運局長	中国運輸局長	
四国海運局長	四国運輸局長	
九州海運局長	九州運輸局長	
神戸海運局長	神戸海運監理部	
札幌陸運局長	北海道運輸局長	
仙台陸運局長	東北運輸局長	
新潟陸運局長	新潟運輸局長	
東京陸運局長	関東運輸局長	
名古屋陸運局長	中部運輸局長	
大阪陸運局長	近畿運輸局長	
広島陸運局長	中国運輸局長	
高松陸運局長	四国運輸局長	
福岡陸運局長	九州運輸局長	
<b>第三条</b> この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してもした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対しして申請等とみなす。		
<b>附 則</b> (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二九号) 抄		
(施行期日)		
1 この省令は、公布の日から施行する。		
<b>附 則</b> (昭和六〇年九月一四日運輸省令第二二九号)		
2 1 この省令は、公布の日から施行する。		
この省令の施行の日前にこの省令による改正前のモーターボート競走法施行規則第八条第二項の規定によりなされた承認の申請に係る競走については、なお従前の例によることができることとする。		
<b>附 則</b> (平成七年五月二日運輸省令第八号)		
この省令は、平成元年四月一日から施行し、同日以後の日を初日として開催される競走から適用する。		
<b>附 則</b> (平成九年三月二十四日運輸省令第一六号)		
この省令は、公布の日から施行する。		

1 (施行期日)  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(モーターボート競走法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この省令の施行の日の前日以前の日を初日として開催される競走に係る競走会への交付については、第三条の規定による改正後のモーター・ボート競走法施行規則別表第五の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成九年六月二十四日運輸省令第四二号)

1 (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の省令の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度に係る書類から適用する。

3 日本船舶振興会の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書についてのこの省令による改正後のモーター・ボート競走法施行規則第二十条の四の規定の適用については、同条中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号、第二号イ及び第六号に掲げる事項」とする。

附 則 (平成一〇年一二月二十四日運輸省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月九日運輸省令第四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日運輸省令第二四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行の日の前日以前の日を初日として開催される競走に係るこの省令による改正前のモーター・ボート競走法施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条に規定する振興会への交付及び旧規則第十三条に規定する競走会への交付については、なお従前の例による。

3 旧規則附則第二項の規定による承認を受けて開催される特別競走については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月一九日国土交通省令第三九号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日国土交通省令第一五〇号）  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）  
(施行期日)  
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一五年一月一六日国土交通省令第四号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三七号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一一日国土交通省令第一〇一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第三六号）  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一三日国土交通省令第六号）抄  
(施行期日)  
(モーターボート競走法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。  
第二条 この省令の施行の日前に開催された競走及び一回の開催が同日の前後にまたがっている

競走に係る競走実施機関への交付金の額については、なお従前の例による。	
第三条 この省令の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後のモーターボート競走法施行規則（以下「施行規則」という。）	
第三十八条第二項第一号の規定の適用については、「定款」とあるのは「定款又は寄附行為」と、施行規則第四十二条第一号の規定の適用については、「一般社団法人」とあるのは「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の社団法人」と、「社員総会及び理事会」とあるのは「総会」と、「一般財団法人」とあるのは「民法第三十四条の財団法人」と、施行規則第四十六条第二項第一号の規定の適用については、「定款」とあるのは「寄附行為」とする。	
別表第一 (第二十一条関係)	この省令は、公布の日から施行する。
1	1
2	2
3	3
4	4

きとるあで隻七がト   ボ		きとるあで隻六がト   ボ   タ   モキベス走出		きとるあで隻五がト   ボ   タ   モキベス走出	
勝連	号番	ト   ボ	号番	式勝連	ト   ボ
1	1		1	1	1
2	2		2	2	2
3	3		3	3	3
4	4		4	4	4
5	5		5	—	5
6	6		6	—	6

きとるあで隻八がトボタモきべす走出										別表第三 (第三十五条関係)
号番式勝連		号番トボ		号番式勝連		号番トボ		号番式勝連		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	—	
5	5	5	5	未満	未満	未満	未満	未満	未満	別表第三 (第三十五条関係)
6	6	6	6	三十三十億円以上	二十億円以上	十二億円以上	六億円以上	三億六千萬円以上	三億六千万円以上	Tは、当該勝舟に対する勝舟投票の的中者に交付すべき総払戻金額
7	7	7	7	三十八万八千円の百分の二・一	四十一万八千円の百分の二・一	売上金の額と二万円を加えた金額	売上金の額と二万円を加えた金額	売上金の額と三十六万円を加えた金額	売上金の額と三十六万円を加えた金額	競走実施機関に交付すべき金額
8	8	8	8	三十八万八千円の百分の二・一	四十一万八千円の百分の二・一	売上金の額と二万円を加えた金額	売上金の額と二万円を加えた金額	売上金の額と三十六万円を加えた金額	売上金の額と三十六万円を加えた金額	競走実施機関に交付すべき金額

別表第一  
(第二十八条関係)

W+(D/P)×R+(A/P) II T

Wは、当該勝舟に対する舟券の総券面金額とする。

Dは、出走したモーターボートであつて勝舟以外のものに対する舟券の総券面金額とする。

Rは、勝舟の数とする。

Aは、払戻率とする。

Pは、払戻金として加算する金額とする。

法第十六条第一項及び第二項の規定による。Tは、当該勝舟に対する舟券の総券面金額とする。